

# 「創作非容易性」に係る意匠審査基準について (案)

## 要約資料

# 目次

## 1. 創作非容易性に係る令和元年の意匠法改正の概要

## 2. 創作非容易性要件に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

(1) 改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂

(2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

# 1. 創作非容易性に係る令和元年の意匠法改正の概要

## ■ 創作非容易性の判断の基礎とする資料

改正前：出願前に国内外で「公然知られた」形状等

改正後：出願前に国内外で「公然知られた」形状等に加え、  
「頒布された刊行物に記載された」、及び「電気通信回線を通じて公衆に  
利用可能となった」形状等及び画像

現行意匠法上規定される、創作非容易性の判断の基礎とする資料

### 「公然知られた」形状等

「公然知られた」とは、秘密の状態にされておらず、現実知られていること（注）

注：特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説第20版」



改正意匠法において、創作非容易性の判断の基礎とする資料として明記されるもの

- ①「公然知られた」もののほか、
- ②「頒布された刊行物に記載された」及び
- ③「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものが加わる。

改正意匠法において新たに明記される、上記②及び③については、現実に不特定又は多数の者に知られたものである必要はない。

**改正法の施行時期：**公布の日（令和元年5月17日）から起算して、1年を超えない範囲内において政令で定める日

# (参考) 意匠法上の規定

## 意匠法第3条 (意匠の登録要件)

新規性要件

- 1 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。
  - 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
  - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
  - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

創作非容易性要件

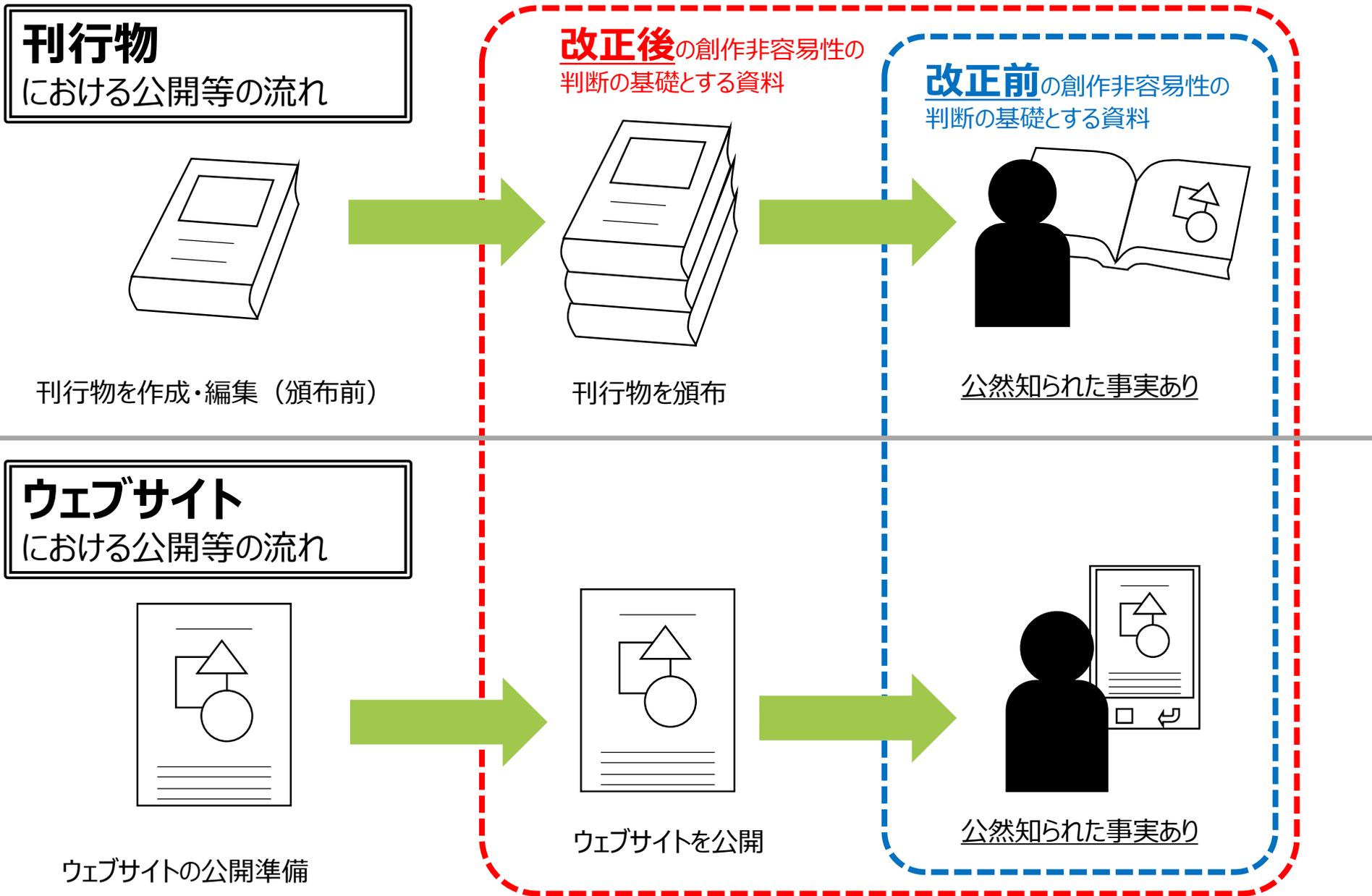
- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において**公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合**に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。



### 改正後

意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において**公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像**に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

# 1. 創作非容易性に係る令和元年の意匠法改正の概要



# 目次

## 1. 創作非容易性に係る令和元年の意匠法改正の概要

## 2. 創作非容易性要件に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

### (1) 改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂

### (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

## 2. (1) 改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂【審議事項】

令和元年5月の意匠法改正の内容に則して、意匠審査基準上の「創作非容易性の判断の基礎とする資料」の項に、「頒布された刊行物に記載された」もの、及び「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものも当該資料に含まれる旨を明記してはどうか。  
具体的には、以下の改訂案のような記載としてはどうか。

### 現行意匠審査基準

#### 23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 (→23.4.1)
- (2) 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 (→23.4.2)
- (3) 公然知られた意匠又は広く知られた意匠 (→23.4.3)



### 意匠審査基準改訂案

#### 創作非容易性の判断の基礎とする資料

審査官は、以下の資料を、創作非容易性の判断の基礎とすることができる。

日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像

## 2. (1) 改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂【審議事項】

どのような資料が「創作非容易性の判断の基礎とする資料」に該当するかについての判断基準も意匠審査基準上に明記してはどうか。

その際、創作非容易性及び新規性の判断の基礎とする資料の取り扱いには重複する事項が多いことから、「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」との節を設けて、両者を合わせて記載してはどうか。また、より詳細な考慮事項については意匠審査便覧に記載してはどうか。

判断の基礎とする資料の公知日の認定方法等については、特許・実用新案審査基準において、その手法が詳述されており（参考資料7）、より詳細な考慮事項については、特許・実用新案審査ハンドブックに記載がなされている（参考資料8）。

資料の公知日の認定方法等については、特許・実用新案法と意匠法との間で共通する事項が多いことから、以下の各項目については、特許・実用新案審査基準と同様の記載を意匠審査基準上に明記するとともに、より詳細な考慮事項については、特許・実用新案審査ハンドブックと同様の記載を意匠審査便覧上に明記することとしてはどうか。

### 意匠審査基準上記載すべきと考えられる項目案

- ・「頒布された刊行物に記載された」
  - (1) 刊行物に記載された意匠等
  - (2) 頒布された時期の取扱い
    - a 刊行物の頒布時期の推定
    - b 意匠登録出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合の取扱い
- ・「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」
  - (1) ウェブページ等に掲載された意匠等
  - (2) 掲載時期や掲載内容(ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたか否か)に関する出願人からの反論

### 意匠審査便覧上記載すべきと考えられる項目案

- ・ウェブページ等へのアクセスにパスワードが必要である、又はアクセスが有料である場合であっても、そのウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能である場合
- ・ウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能であるか否かについての例
- ・ウェブページ等に掲載されている事項の改変の疑義が極めて低い場合及び改変の疑義がある場合の取扱い

# 目次

1. 創作非容易性に係る令和元年の意匠法改正の概要
2. 創作非容易性要件に係る意匠審査基準の改訂の方向性について
  - (1) 改正意匠法に則した意匠審査基準の改訂
  - (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

現行意匠審査基準の創作非容易性の章は、主に字句の解釈と判断事例からなっており、審査において字引的に参照するのに適する一方、判断指針を端的に捉えることは難しい構成となっている。加えて、平成14年の基準策定時以来、内容の改訂が行われていない。

そこで、今回の改訂にあたっては、創作非容易性要件の概要や、判断の基礎となる考え方を明記するとともに、近時の裁判例等に則した具体的な判断基準を明記することとしてはどうか。具体的には、以下の各項目について記載を行ってはどうか。

### 創作非容易性の章に新たに追加する項目案

- ① 概要
- ② 判断の基礎となる考え方
- ③ 具体的な判断方法
  - ・よく見られる改変とありふれた手法の例
  - ・当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

新たに追加する①「概要」及び②「判断の基礎となる考え方」の各項目の内容については、それぞれ以下のような記載としてはどうか。

### ① 「概要」記載案

意匠法第3条第2項は、出願された意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、「当業者」という。）が容易に創作できる場合は、意匠登録を認めない旨を規定している。当業者が容易に創作できる意匠に排他的な権利を与えることは、産業やデザインの発展に役立たず、かえってその妨げとなるからである。

審査官は、新規性についての拒絶の理由を発見しない場合のみ、この要件の判断を行う。この節では、出願された意匠の創作非容易性について、審査官がどのように判断するかを取り扱う。

### ② 「判断の基礎となる考え方」記載案

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった（注）構成要素や具体的態様を基礎とし、当該分野における「ありふれた手法」により創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠であると判断する。

この判断を行う際、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がそのままあらわされておらず、改変がなされている場合であっても、当該改変が、その意匠の属する分野における「よく見られる改変」に過ぎない場合は、審査官は、上記の場合と同様に、創作容易な意匠であると判断する。（4.2「ありふれた手法」と「よく見られる改変」参照）。

（注）ここでいう、「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことをいう。

※ この判断手法は多くの審決に明記されており、また当該判断手法を前提とする審決は、審決取消訴訟においても支持されている。

（知財高裁平成24年7月4日判決等）

※ 現行意匠審査基準74.4.3参照

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

新たに追加する③「創作非容易性の具体的な判断」の項においては、創作非容易性の具体的な判断基準として、近時の裁判例、審決例の動向に照らし留意すべき以下の各点を中心に、具体的な判断指針を明記してはどうか。

### ③ 「創作非容易性の具体的な判断」の項において記載すべきと考えられる項目案

- a) 創作非容易性の判断主体
- b) 創作非容易性の判断の基礎とする資料
- c) 出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例
- d) 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

③「創作非容易性の具体的な判断」の各項目については、それぞれ、以下のような内容としてはどうか。

### a) 「創作非容易性の判断主体」記載案

審査官は、出願された意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。

当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常知識を有する者をいう。

※現行意匠審査基準23.2参照

### b) 創作非容易性の判断の基礎とする資料

前掲2.(1)のとおり。

### c) 出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例

後掲14頁以降において検討。

### d) 「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」記載案

審査官は、出願された意匠の創作非容易性を検討する際、意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。

ただし、審査官はこの判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合は、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

※現行意匠審査基準74.4.3.4参照

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

c)「出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例」については、以下の各項目を記載することとしてはどうか。

### 現行意匠審査基準

#### (1) ありふれた手法の例

- 23.5.1 置換の意匠
- 23.5.2 寄せ集めの意匠
- 23.5.3 配置の変更による意匠
- 23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠
- 23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠
  - 23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠
  - 23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠
- 23.5.6 商慣行上の転用による意匠

#### (2) よく見られる改変の例

<記載なし>

### 意匠審査基準の改訂案

#### (1) ありふれた手法の例 【一部改訂】

- (a) 置換
- (b) 寄せ集め
- (c) 一部の構成の単なる削除
- (d) 配置の変更
- (e) 構成比率の変更
- (f) 連続する単位の数の増減
- (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

#### (2) よく見られる改変の例 【新設】

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

「ありふれた手法」については、以下のような説明を加えた上で、具体的な事例については、「創作容易な意匠の事例」の項で、それぞれ明記することとしてはどうか。

### 「ありふれた手法」の項記載案

- (a) 置換  
意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- (b) 寄せ集め  
複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- (c) 一部の構成の単なる削除  
意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- (d) 配置の変更  
意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- (e) 構成比率の変更  
意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- (f) 連続する単位の数の増減  
繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用  
既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

「よく見られる改変の例」については、以下のような例を記載してはどうか。

### 「よく見られる改変」の例記載案

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、  
要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

「創作容易な意匠の事例」の見直しにあたっては、以下の点に留意して、新たな事例を作成してはどうか。

### 「創作容易な意匠の事例」の見直しにあたり、留意する事項案

- ① 事例が難解なものとならないよう、日常生活において比較的になじみのある物品等により事例を作成する。
- ② 「ありふれた手法」のみに関する事例だけでなく、「ありふれた手法」と「よく見られる改変」とが組み合わせられた事例も提示する。
- ③ 意匠審査基準上に記載する事例は、各要件の理解に必要となる代表的なもののみとし、より多くのその他の事例が必要となる場合は、意匠審査便覧上に適時追加する。

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

具体的な事例については、それぞれ、以下の内容としてはどうか。

### 置換の意匠

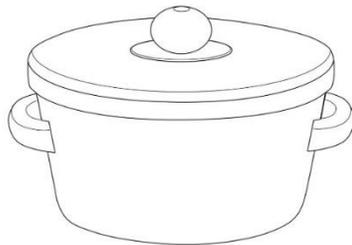
#### 【事例1】「なべ」

公知のなべの蓋を、ほとんどそのまま他のなべ用蓋に置き換えて表したにすぎない意匠



公知意匠：両手なべ

公知意匠：片手なべ



出願意匠：両手なべ

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

#### 【事例2】「帽子」

公知の帽子のワッペン部を他のワッペンに置き換えて表したにすぎない意匠



公知意匠：帽子



公知意匠：ワッペン



出願意匠：帽子

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が帽子本体及びワッペンの色彩を変更したものである場合であっても、当該変更が帽子の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



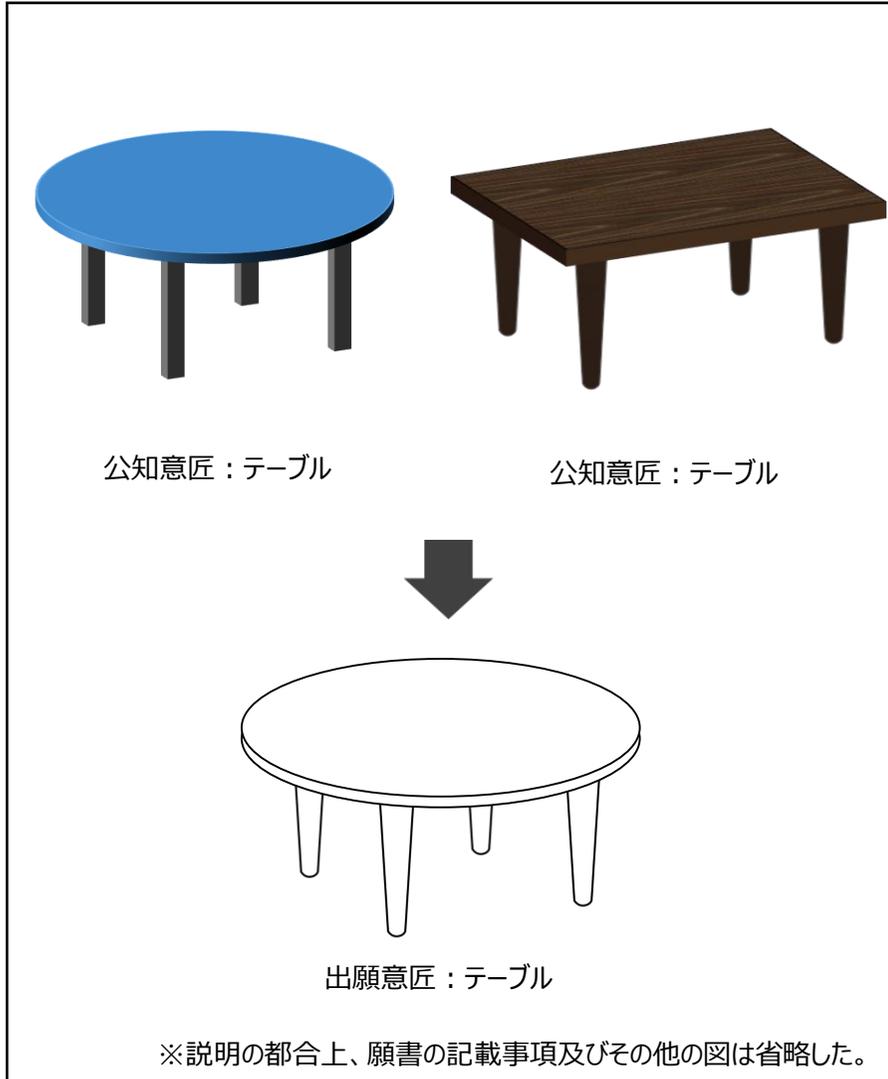
出願意匠：帽子

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

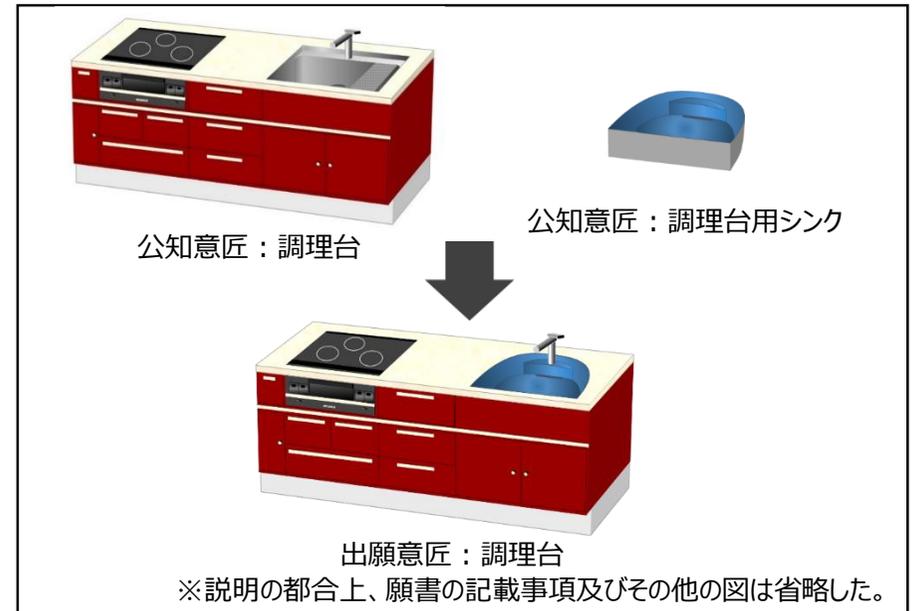
## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

### 置換の意匠

【事例3】「テーブル」  
公知のテーブルの脚部を、他のテーブルの脚にほとんどそのまま置き換えて表したにすぎない意匠



【事例4】「調理台」  
公知の調理台に、よく見られる改変を加え、シンク部を他のシンクに置き換えつつ、コンロ下の収納の配置を変更して表したにすぎない意匠



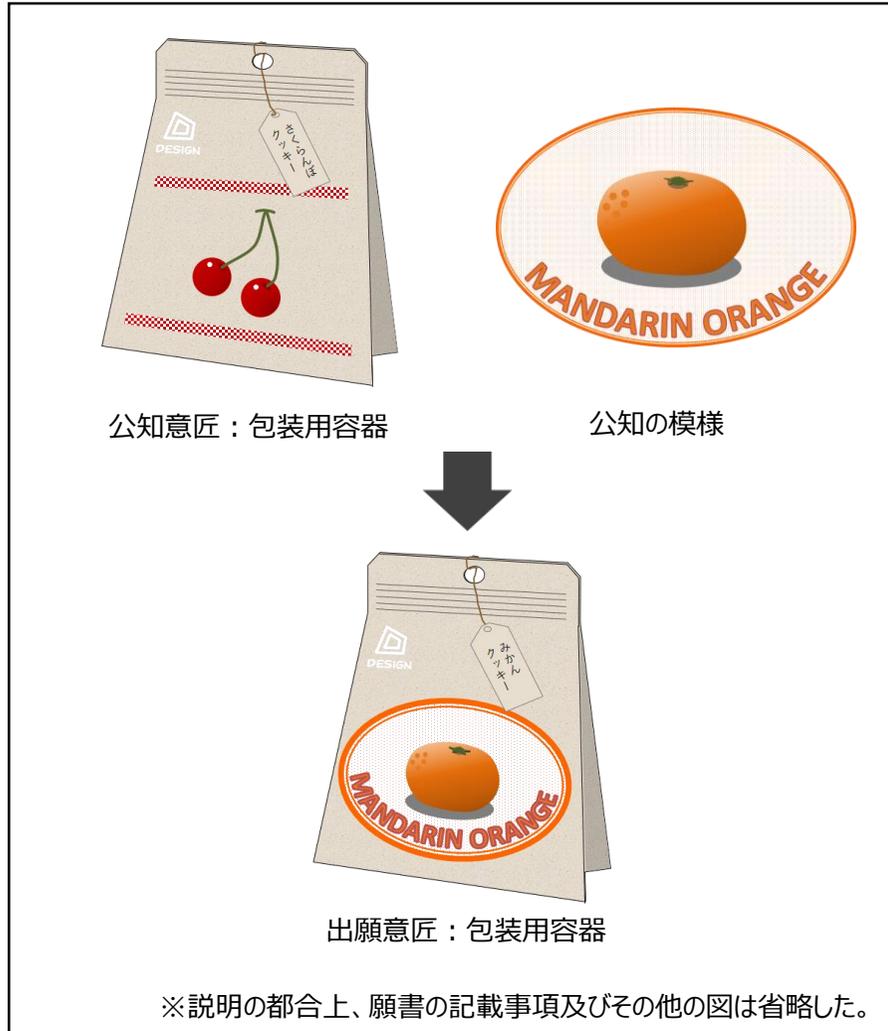
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が扉部の色彩を変更したものである場合であっても、当該色彩の変更が調理台の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

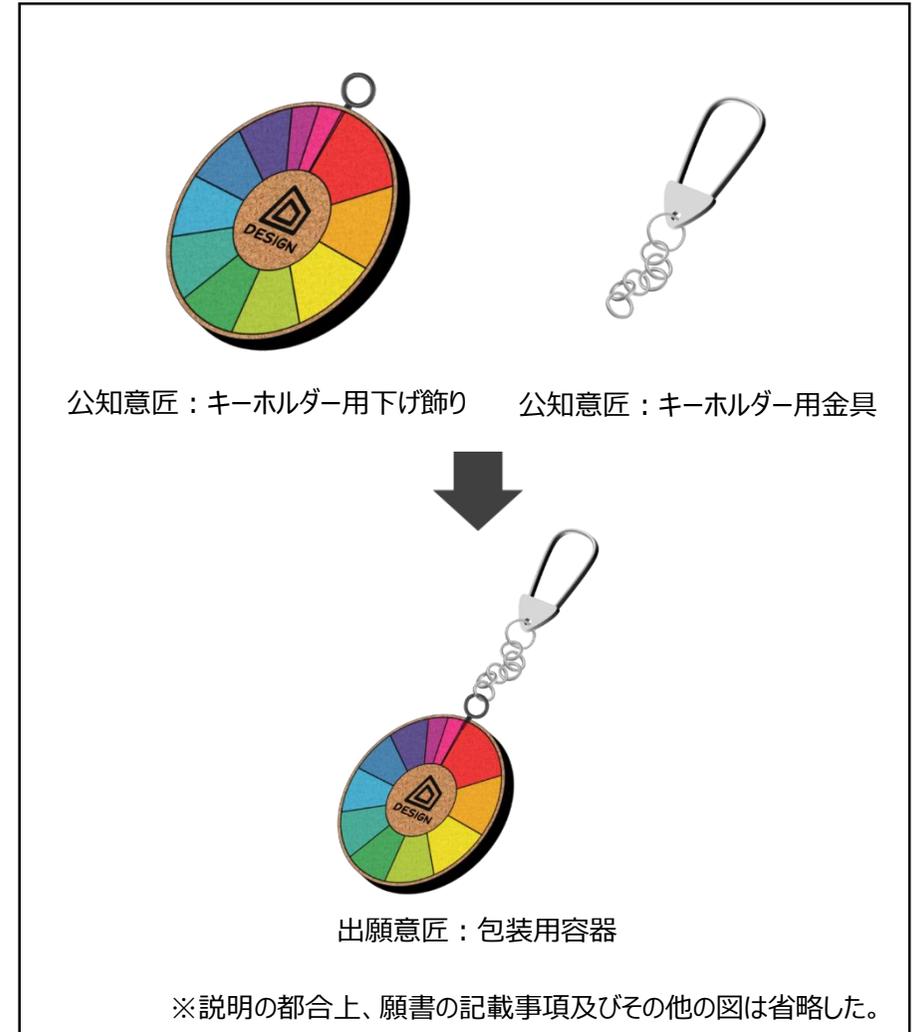
### 置換の意匠

【事例5】「包装用容器」  
公知の包装用容器の模様部を、他の模様置き換えて表したにすぎない意匠



### 寄せ集めの意匠

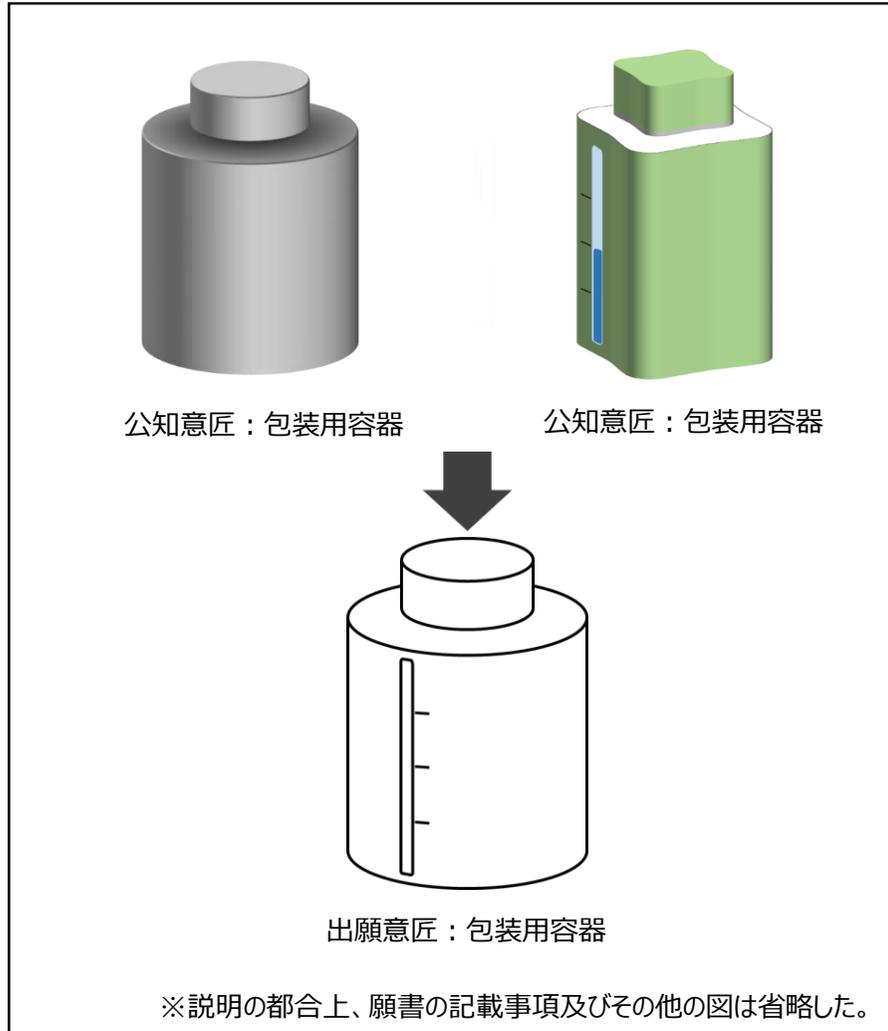
【事例1】「キーホルダー」  
公知のキーホルダー用下げ飾りとキーホルダー用金具を寄せ集めて表したにすぎない意匠



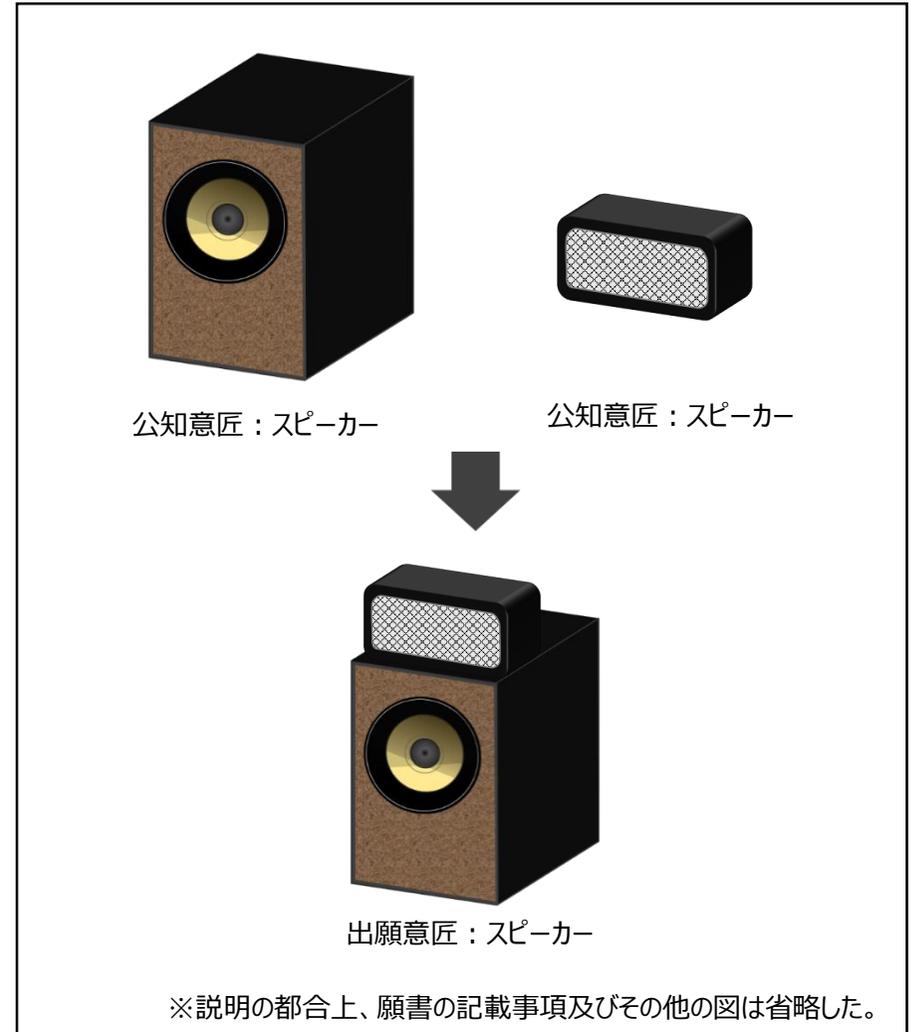
## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

### 寄せ集めの意匠

【事例2】「包装用容器」  
公知の包装用容器と、公知の包装用容器の窓部を寄せ集めて表したにすぎない意匠



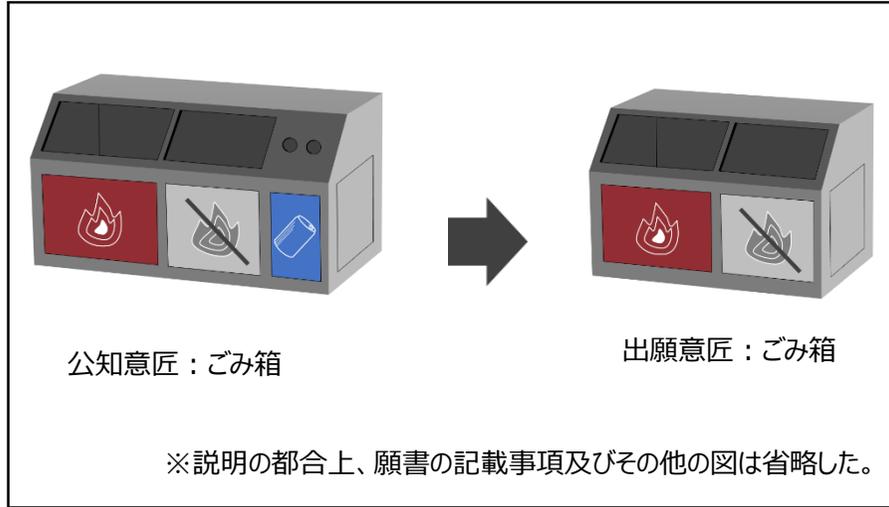
【事例3】「スピーカーボックス」  
公知のスピーカーを寄せ集めて表したにすぎない意匠



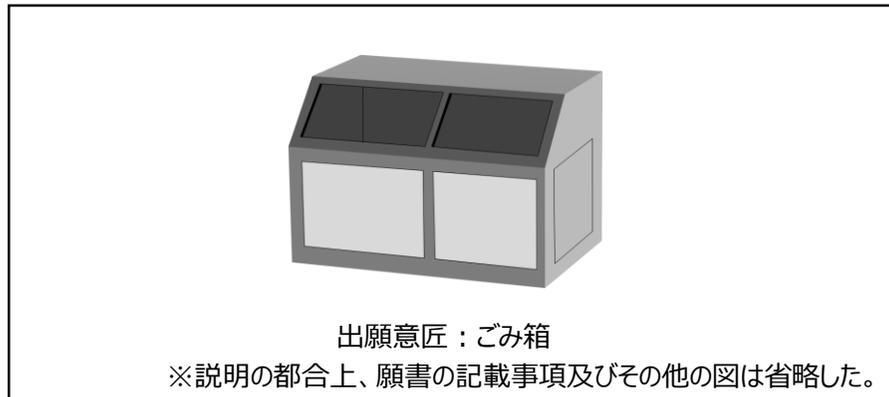
## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

### 一部の構成の単なる削除による意匠

【事例】「ごみ箱」  
公知のごみ箱の一部の構成を削除して表したにすぎない意匠

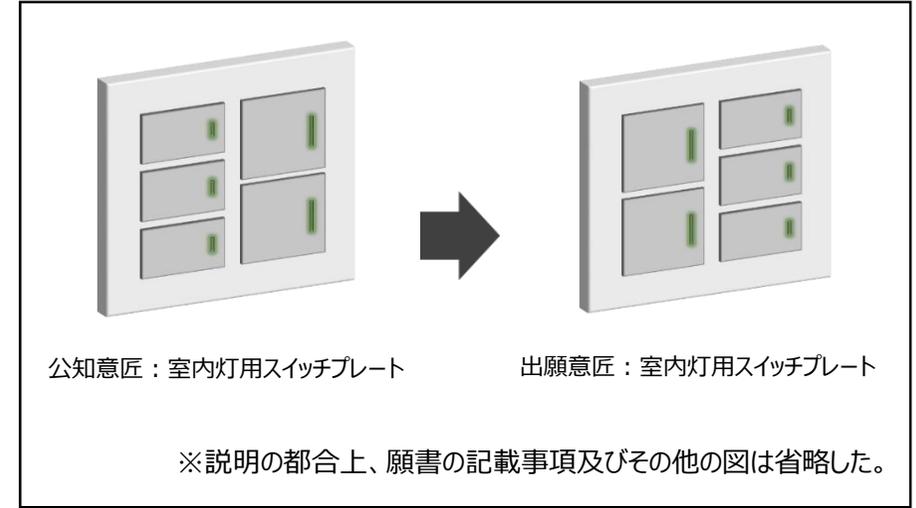


なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が模様等を削除したものである場合であっても、当該改変がごみ箱の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

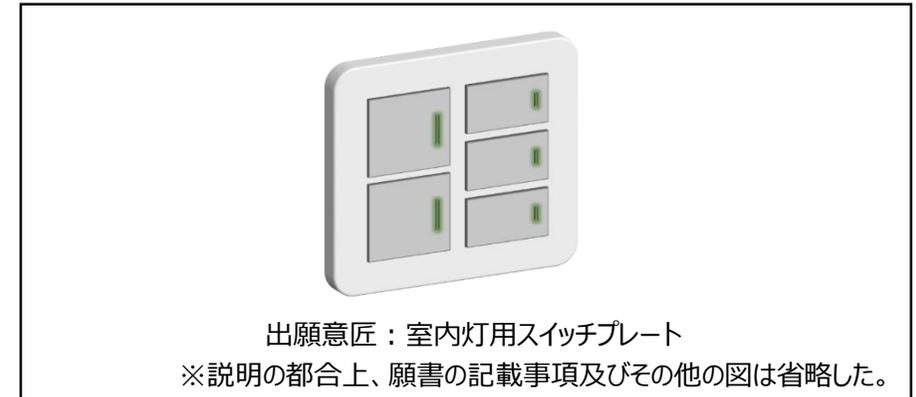


### 配置の変更による意匠

【事例】「室内灯用スイッチプレート」  
公知の室内灯用スイッチプレートのボタンの配置を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が角部を隅丸状に改変したものであっても、当該改変が室内灯用スイッチプレートの分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

### 構成比率の変更による意匠

【事例】「包装用容器」  
公知の包装用容器の構成比率を変更したにすぎない意匠

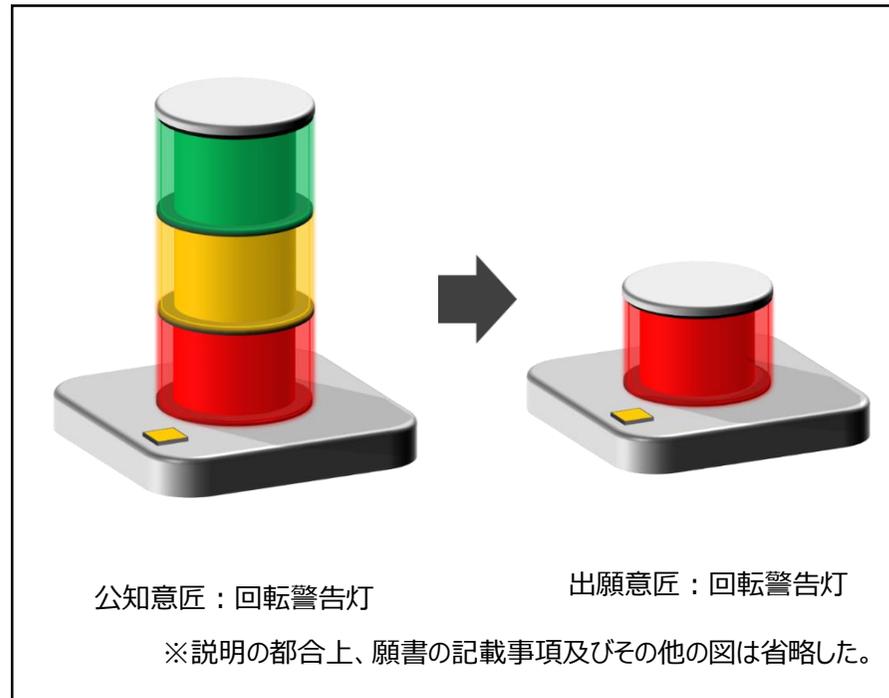


なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が一部の区画の色彩を変更したものであっても、当該変更が包装用容器の分野における「よく見られる改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



### 連続する単位数の増減による意匠

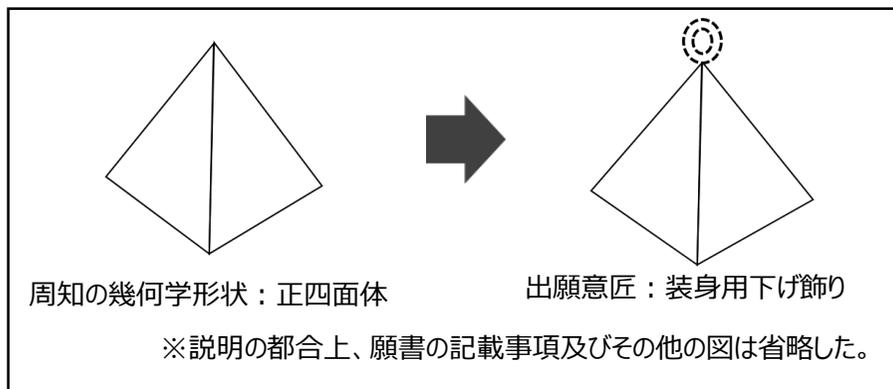
【事例】「回転警告灯」  
公知の回転警告灯を、ほとんどそのまま、段数を減らして表したにすぎない意匠



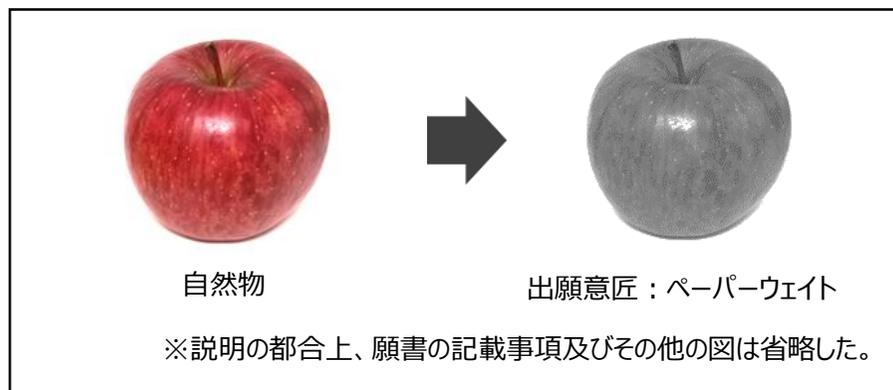
## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

### 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠

【事例1】公知の形状等に基づく意匠の例「装身用下げ飾り」  
周知の幾何学形状を、装身用下げ飾りとして表したにすぎない意匠



【事例2】自然物（動物、植物又は鉱物）の例「ペーパーウェイト」  
自然物を、ほとんどそのままペーパーウェイトとして表したにすぎない意匠



【事例3】著作物の例

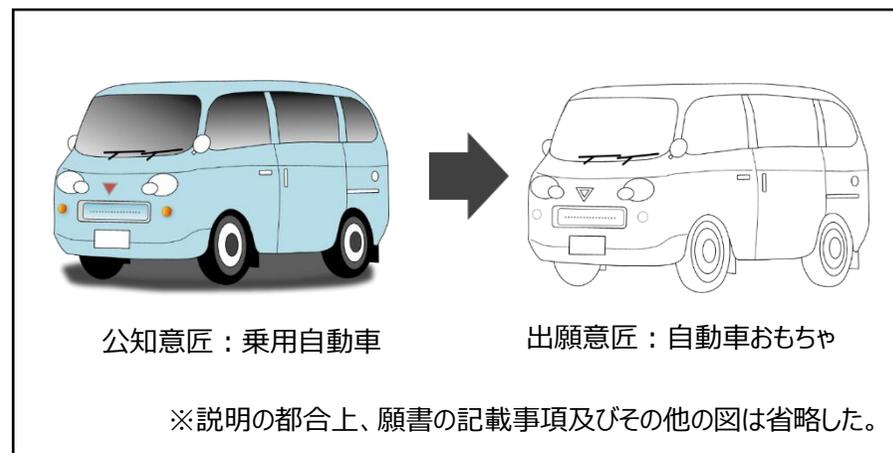
- ・ロダンの彫刻「考える人」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・レオナルド・ダ・ビンチの絵画「モナリザ」を、ほとんどそのまま壁紙として表したにすぎない意匠

【事例4】建築物の例

- ・「エッフェル塔」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・「平等院鳳凰堂」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠

【事例5】「自動車おもちゃ」

公知の乗用自動車の形状を、ほとんどそのまま自動車おもちゃとして表したにすぎない意匠



## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

現行意匠審査基準の創作非容易性の章は、以下のとおり、冒頭に関連条文や字句の解釈等の参照事項、後段に判断事例等の順で記載されたている。

当該構成は、前記のとおり条文の趣旨を端的に捉えるには不向きであることから、各記載項目の構成を、次頁の改訂案のような構成としてはどうか。

### 現行意匠審査基準における創作非容易性要件の章の構成

第3章 創作非容易性	
23 関連条文	関連条文
23.1 意匠登録出願前について	
23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について	字句の解説
23.3 公然知られたについて	
23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料	判断時の留意事項
23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	
23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	
23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠	
23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例	事例
23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示	留意事項
23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示	
23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係	

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

### 創作非容易性の章の構成改訂案

#### 第〇〇 創作非容易性

1. 概要
2. 創作非容易性の判断主体
3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方
4. 創作非容易性の具体的な判断
  - 4.1 創作非容易性の判断の基礎とする資料
  - 4.2 「ありふれた手法」と「よく見られる改変」
    - 4.2.1 ありふれた手法の例
    - 4.2.2 よく見られる改変の例
5. 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について
6. 創作容易な意匠の事例

概要

基本的な  
考え方

事例

#### 第〇〇 新規性・創作非容易性の審査の留意事項

1. 新規性及び創作非容易性の規定の適用関係
2. 判断の基礎とする資料
  - 2.1 「頒布された刊行物に記載された」
  - 2.2 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」
3. 創作非容易性の判断の基礎とする資料の提示
4. 当業者にとってありふれた手法であることの提示

留意事項

※関連条文は他の章と各部ごとにまとめて記載

## 2. (2) 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

### 判断の参考となる裁判例の明確化

現行の意匠審査基準や意匠審査便覧においては、創作非容易性の判断基準の根拠となる裁判例が明示されていない。

しかしながら、創作非容易性に関する審決例や裁判例については、年とともにその判断内容に変遷があり、時宜にかなった的確な判断を行うためには、裁判や審判における種々の具体的な判断事例を参照することができる環境にあることが望ましい。

そこで、創作非容易性の判断の基礎となる裁判例のうち、代表的なものを意匠審査便覧上に明記することとしてはどうか。

意匠審査基準上に多数の審・判決例を掲載すると、審査基準自体が大部となり、判断指針の要点の把握や、意匠審査基準全体の体系の理解の妨げとなりかねない。

そこで、参考となる裁判例については、意匠審査便覧上に記載することとし、今後必要に応じ、改訂していくこととしてはどうか。